

令和3年度朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、町内における木材需要の促進と地域経済の活性化を図るため、持家住宅を建築するものに対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅：町内に存する住宅で、自ら所有し、自ら居住する住宅
- (2) 持家住宅：住宅及びその住宅に附属する小屋等を含めた建築物
- (3) 小屋等：物置、車庫、作業小屋等の建築物
- (4) 国内産木材製品：西山材、その他国産木材製品
- (5) 町内建設業者：朝日町商工会、朝日町建設総合組合に加入している法人又は個人業者
- (6) 町内産木材：朝日町から産出された木材

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 持家住宅の新築・増改築を行う者
- (2) 補助金申請時において、当該持家に住所を有する者。ただし、当該持家に住所を有しない場合は、完了報告から1年以内に居住する者
- (3) 町内建設業者と工事請負契約をする者
- (4) 補助金申請年度の3月31日までに完了実績報告書を提出できる者
- (5) 町税等に滞納がない者

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号に掲げるいずれにも該当する工事とする。

- (1) 使用する木材製品のうち、国産木材製品を全部又は一部使用するもの
- (2) 使用する国産木材製品の額が30万円以上であるもの
- (3) 町内の製材業者から納入された木材製品を使用するもの

(補助金額)

第5条 持家住宅1戸あたりの補助金額は次の各号に掲げるとおりとし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において1世帯につき1回に限って交付する。

- (1) 補助金の対象となる額は、持家住宅の新築、増改築に係る費用のうち国内産木材製品の額とする（以下「交付対象額」という。）
- (2) 交付対象額の40%とし、30万円を上限額とする
- (3) 国内産木材製品のうち、町内産木材を使用した場合は、町内産木材の費用の額を前号に加算する。ただし、20万円を加算の上限額とし、加算後の補助金額は交付対象額を上限とする。
- (4) 補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切捨てるものとする

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 交付対象となる国内産木材製品の見積書（写）
- (3) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (4) 着工前写真
- (5) 町税の納税証明書
- (6) 伐採届（前条第3号に該当する木材を使用する場合）
- (7) 誓約書（別紙様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金交付決定通知書（様式第3号）を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 申請者は、真にやむを得ない事情で申請内容を変更又は取り下げる場合は、朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金交付変更（取り下げ）承認申請書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更内訳がわかる国産木材製品の見積書（写）
- (3) 変更内容が確認できる図面
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更とは、補助金額の増減がない工事等の変更とする。

（変更等の承認）

第9条 町長は、前条に規定する承認申請書の提出があった場合は、その内容を

審査し、変更内容又は取り下げを適正と認めた場合は、朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金交付変更（取り下げ）承認通知書（様式第 5 号）を、変更内容を不適正と認めた場合は、交付変更不承認通知書（様式第 5-1 号）を通知するものとする。

（完了報告書）

第 10 条 申請者は、工事が完了した場合は、事業完了後 30 日を経過する日又は交付決定に係る年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金事業完了報告書（様式第 6 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 2 号）
- (2) 写真（工事施工中（木材製品使用箇所）及び工事完了後）
- (3) 木材製品の納入伝票（写）
- (4) 申請時において当該住宅に住所を有していない場合は、当該住宅に転入後の住民票又は次年度（ただし、完了報告日から 1 年以内）に居住予定の場合は確約書（様式第 7 号）
- (5) 国内産木材製品の認証書
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 11 条 町長は、前条に規定する事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金確定通知書（様式第 8 号）を通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けた場合は、速やかに朝日町木材製品利用住宅等建築奨励補助金請求書（様式 9 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第 13 条 町長は次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 確約書に違反したとき
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けている場合は、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。